

社会福祉法人あけぼの会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

第一章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あけぼの会定款第8条及び第22条の規定に基づき、当法人役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定に於いて役員とは、法人の理事及び監事をいう。また、役員等とは、法人の理事及び監事、評議員をいう。

第二章 報酬等

(報酬等の支給)

第3条 役員等が理事会、評議員会に出席した場合、またはその他の法人業務に携わった場合は、1日につき次の報酬等を支給する。理事会及び評議員会が書面決議である場合を含む。

(1) 理事長	¥30,000
(2) 役員	¥10,000
(3) 評議員	¥10,000

2 役員等として円満に勤務し、且つ、任期を満了、辞任または死亡により当該役員及び評議員を退任した者には、その勤務年数に応じて在任1年につき¥10,000の退任慰労金を支給する。また、役員等が死亡したことにより退任した場合、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事会及び評議員会に出席後または書面等決議後2週間以内に、本人名義の口座へ振込みにより支払う。

- 2 退任慰労金については、役員等の退任後に本人名義の口座へ振込みにより支払うが、役員等が死亡したことにより退任した場合は、その遺族に現金で支払う。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払う。

(諸経費)

第5条 理事会及び評議員会への対面での出席、法人業務に携わった時に支出した交通費等の諸経費は、第3条に定める報酬とは別に¥3,000を費用弁償として支給する。但し、法人業務に携わった時に支出した交通費等の諸経費が¥3,000を超過する場合は、その使途を明記した領収書をもって差額を支給する。

第三章 出張旅費

(出張旅費)

第6条 出張旅費は、理事長が命令した出張に伴う交通費及び宿泊費、日当、その他の経費とする。

2 役員等の出張旅費に関しては、当法人「旅費規程」に準ずるものとする。

(出張旅費の仮払い)

第7条 出張旅費は、出張前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮払いを受けることができる。

(出張旅費の精算)

第8条 出張した者は、出張終了後、速やかに領収書等を添付して出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費の仮払いを受けた場合は、出張終了後、速やかに領収書等を添付して出張旅費を精算するものとする。

第四章 附 則

(職員給与との併給)

第9条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(規程の改正手続き)

第10条 本規程を改正あるいは廃止する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

本規程は、平成29年4月1日より適用する。

【改訂履歴】

令和5年2月1日一部改訂